

令和2年 春の全国交通安全運動 実施要綱

1 期間

令和2年4月6日（月）～4月15日（水）
（4月10日（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、各種行事に積極的に参加するなど、交通安全意識を高めて交通事故防止に努めましょう。
- (2) 関係機関団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、効果的に推進するとともに、その効果が運動終了後も持続されるよう努めましょう。

4 運動の重点

(1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保

次代を担う子供を始めとするかけがえのない命と、交通事故死者数全体の約半数を占める高齢者の命を、道路における危険から守ることが重要であり、社会全体で交通事故から守りましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 子供・高齢者・障がい者等の交通弱者に対する思いやり運転を行うとともに、常に危険を予測した運転で交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 通学児童、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等においては、速度を落とし、特に交差点等で右左折する際は、しっかり安全確認をしましょう。
- (ウ) 横断歩道の手前では横断者の有無に注意し、歩行者優先を徹底しましょう。また、道路標識・道路標示もしっかり確認しましょう。

イ 家庭等で…

- (ア) 身近で起きた交通事故について家族で話し合い、歩行者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践、反射材の着用を習慣づけましょう。
- (イ) 横断歩道を利用し、左右の安全を確認してから渡るよう指導しましょう
- (ウ) 「まもってくれてありがとう運動」※1を推進しましょう。
- (エ) 安全に道路を通行するため、保護者から幼児・児童に対し家庭においても教育を行いましょう。
- (オ) 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化等を認識し、道路横断時は横断歩道を利用する等、交通事故防止に努めましょう。
- (カ) 交通安全に関する行事に家族ぐるみで参加し、交通安全意識の高揚を図りまし

よう。

ウ 職場・学校等で…

- (ア) 「まもってくれてありがとう運動」※1を推進するとともに、横断歩道は歩行者優先であることを指導しましょう。
- (イ) 通学児童、未就学児を中心に、子供が日常的に集団で移動する経路等を通行する場合や、運転中に子供を見かけたら、速度を控える等、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。
- (ウ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、従業員や児童・生徒の交通安全意識を高揚させましょう。
- (エ) 反射材の着用効果や、車両からの視認効果についても指導し、反射材の着用を習慣づけましょう。

【参考】

歩行中における交通死亡事故の発生状況（令和元年12月末現在）

区 分	死者数（人）	構成率（％）
交通 事 故 死 者（A）	75	—
歩 行 中 の 死 者（B）	24	32 B/A

※横断歩道を横断中の死者5人

※1 「まもってくれてありがとう運動」とは

昨年、JAFが行った「信号機のない横断歩道」における歩行者優先についての全国実態調査において、三重県は信号のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている場面で、9割以上の車が停止しておらず、全国最下位の停止率という結果となりました。

「まもってくれてありがとう運動」は児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して頭を下げたり、「ありがとう」と言ったり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

（2）高齢運転者等の安全運転の励行

すべての運転者が交通ルールを遵守するとともに、運転の基本となるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、飲酒運転の禁止を徹底しましょう。

また、高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等を理解して安全運転を心掛けましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出から自分の命を守りましょう。
- (イ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

- (ウ) 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。 ※2
- (エ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。
- (オ) 70歳以上の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化等が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めましょう。
- (カ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、被害軽減（自動）ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS） ※3への乗換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて積極的に検討しましょう。
- (キ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。
- (ク) 飲酒運転は絶対にしない！
酒類が出るのが予想される会合等には、車を運転して出かけない。
飲酒の際は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。
- (ケ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があることを自覚しましょう。

イ 家庭等で…

- (ア) 交通安全に関する各種行事等の機会をとらえ、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について話し合い、意識の高揚に努めましょう。
- (イ) 年齢を重ねると身体機能は低下をします。悲惨な交通事故の当事者となる前に、運転免許証の自主返納等について家族等と話し合いましょう。また、運転免許電話相談窓口「#8080（ハレバレ）」も活用しましょう。
- (ウ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、サポカーS等への乗換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて家族等と話し合いましょう。
- (エ) 飲酒運転の危険性や責任の重大さ、取返しのつかない結果となる事について話し合い、飲酒運転を根絶させましょう。

ウ 職場・学校等で…

- (ア) 従業員に対し、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と、着用効果について繰り返し指導し、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。
- (イ) 児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の必要性、着用効果を理解させ、車に同乗するときは、着用するよう繰り返し指導しましょう。
- (ウ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、乗客に対して全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底しましょう。
- (エ) 従業員に対し、運転中に高齢者等の交通弱者を見かけたら、速度を控え、思いやりのある運転をするよう指導しましょう。
- (オ) 従業員に対し、交通事故被害者等の声を反映した教育や、いわゆる「あおり運転」、飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる研修等を実施し、職場が一体となって「あおり運転や飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」を行いましょう。

(カ) 点呼時におけるアルコール検知器の使用等により飲酒運転の未然防止を図りましょう。

(キ) 飲酒が予想される会合等には、帰宅方法を確認するなどして車両を運転しないよう指示を徹底しましょう。

(ク) 「ハンドルキーパー運動」※4 を推進しましょう。

○ 四輪車乗車中の死者及びシートベルト着用状況・・・令和元年12月末（概数）

区 分		死者数（人）	構成率（％）
交通事故死者(A)		75	—
四輪車乗車中の死者(B)		29	約38.7 B/A
シートベルトの状況	着 用(C)	11	約37.9 C/B
	非 着 用(D)	17	約58.6 D/B
	不 明(E)	1	約3.4 E/B

※非着用者(D) 17人のうち12人は、シートベルトを着用していれば助かったと推定されています。

※2

○ 携帯電話使用等に関する罰則が強化されました（令和元年12月1日施行）

携帯電話使用等	改 正 前	改 正 後
保 持	<ul style="list-style-type: none"> ●罰則 5万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 6,000円 ●点数 1点 	<ul style="list-style-type: none"> ●罰則 6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 18,000円 ●点数 3点
交通の危険を生じさせた 場合	<ul style="list-style-type: none"> ●罰則 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 9,000円 ●点数 2点 	<ul style="list-style-type: none"> ●罰則 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 ●反則金 適用なし 非反則行為となり罰則が適用 ●点数 6点

※3

サポカー・サポカーSとは？

セーフティ・サポートカー（サポカー）とは、被害軽減（自動）ブレーキを搭載した全ての運転者に推奨する自動車です。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、被害軽減（自動）ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

※4

ハンドルキーパー運動とは・・・
 やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人
 を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反行為		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

- 35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）
- 25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）
- 13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

[車両提供罪]

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

[酒類提供罪・同乗罪]

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(3) 自転車の安全利用の推進

自転車は、「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守して安全に利用しましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 自転車は「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守しましょう。
- (イ) 夕暮れ時から夜間に外出する際は、必ずライトを点灯し、明るい服装を心掛け反射材を活用しましょう。
- (ウ) 自転車利用者は、「自転車安全利用五則」※5を守りましょう。
 二人乗り、並進、自転車乗用中の傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等が、自分や周囲に対していかに危険を及ぼすかを自覚し、「危険な運転」は絶対にやめましょう。
- (エ) 自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めましょう。
- (オ) 乗車前の安全点検をしましょう。

イ 家庭等で…

- (ア) 子供を自転車に乗車させる際は、ヘルメットを被らせましょう。

- (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際は、シートベルトを着用させましょう。
- (ウ) 特に子供に対しては、信号機の信号を守ることや、一時停止標識のある場所、見通しの悪い交差点では、一時停止することを指導しましょう。

ウ 職場・学校等で…

- (ア) 自転車も「車両」であることを認識させ、交通ルールの遵守と反射材の着用・早めのライト点灯を指導しましょう。
- (イ) 自転車で歩道を通行する際の歩行者保護を徹底するよう指導しましょう。

自転車運転者講習制度

○ 自転車運転者講習制度のながれ

1 自転車運転者が危険行為を繰り返す（3年以内に2回以上）

※ 信号無視・指定場所一時不停止、酒酔い運転、制動装置（ブレーキ）不良自転車運転など

2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるよう命令

3 講習の受講「講習時間：3時間、講習手数料：6,000円（標準額）」

※ 受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

※5

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○ 夜間は、ライトを点灯

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

「自転車の安全利用の促進について」

平成19年7月10日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定

別 記

1 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

記録の残る昭和43年以降、毎日、全国のどこかで交通死亡事故が発生している状況です。

このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとなりました。令和2年4月10日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

国民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

2 交通安全意識の高揚

職場・学校等の各施設の館内放送が利用できる場合はこれら設備を活用して、従業員や来客者、生徒など広く県民に広報し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

3 毎月11日は「交通安全の日」及び「横断歩道“SOS”の日」

県民の皆さんの交通安全意識を高めるため、毎月11日を「交通安全の日」と定め、交通安全活動を推進するとともに、三重県警察は毎月11日を「横断歩道“SOS”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行う日としました。

～横断歩道は歩行者優先～

4 毎月15日は「高齢者の交通安全の日」

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月15日を「高齢者の交通安全の日」（セーフティー・シルバー・デー）（S・Sデー）と定め、高齢者の交通事故防止を図ります。

5 毎月第一月曜日は「自転車安全対策強化日」

自転車に関連する交通事故を防止するため、毎月第一月曜日を「自転車安全対策強化日」セーフティー・バイシクル・デー（S・Bデー）と定め、自転車の安全利用の推進を図ります。

6 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」

飲酒運転違反者には、アルコール依存症に関する受診義務が課せられています。県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組みましょう。

7 三重県交通安全県民運動スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重 ～気持ち良い 運転マナーの 美し国～

8 推進機関・団体名を記載（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 三重県交通安全協会
- 7 三重県自家用自動車協会
- 8 三重県安全運転管理協議会
- 9 三重県トラック協会
- 10 三重県タクシー協会
- 11 三重県自動車整備振興会
- 12 三重県指定自動車教習所協会
- 13 三重県老人クラブ連合会
- 14 三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社津保全・サービスセンター
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合連合会
- 32 全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 三重県建設業協会
- 34 津銀行協会
- 35 四日市銀行協会
- 36 三重交通株式会社
- 37 三岐鉄道株式会社
- 38 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 39 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 40 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 41 西日本旅客鉄道株式会社亀山鉄道部

- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 三重県生命保険協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 三重県医師会
- 5 4 三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 三重県社会福祉協議会
- 8 2 三重県母子寡婦福祉連合会
- 8 3 三重県障害者団体連合会

- 8 4 三重県私学総連合会
 - 8 5 三重県農業協同組合中央会
 - 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
 - 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
 - 9 0 三重県新生活運動推進協議会
 - 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
 - 9 2 三重県建築士会
 - 9 3 三重弁護士会
 - 9 4 三重県人権擁護委員連合会
 - 9 5 三重県交通安全母の会連合会
 - 9 6 三重県観光連盟
 - 9 7 三重県警備業協会
 - 9 8 三重県交通遺児を励ます会
 - 9 9 三重県電気工事業工業組合
 - 1 0 0 三重断酒新生会
 - 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
 - 1 0 2 伊勢新聞社
 - 1 0 3 産経新聞社津支局
 - 1 0 4 中日新聞三重総局
 - 1 0 5 共同通信津支局
 - 1 0 6 時事通信津支局
 - 1 0 7 中部経済新聞三重支社
 - 1 0 8 朝日新聞津総局
 - 1 0 9 毎日新聞津支局
 - 1 1 0 読売新聞津支局
 - 1 1 1 日本経済新聞津支局
 - 1 1 2 日刊工業新聞三重支局
 - 1 1 3 NHK津放送局
 - 1 1 4 CBC三重支社
 - 1 1 5 東海テレビ三重支社
 - 1 1 6 東海ラジオ三重支局
 - 1 1 7 三重テレビ放送
 - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）三重支社
 - 1 1 9 中京テレビ三重支局
 - 1 2 0 三重エフエム放送
 - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
 - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)